

宮津市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

- 1 募集人数 10人(下表のとおり、区域ごとに募集人数を定める。)

区域名	募集人数 (人)	区域の詳細
由良	1	由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦
栗田	1	新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子(脇の浜)、獅子
宮津	1	杉末、滝馬、宮村、辻町、惣、皆原、山中、波路町、波路、獅子崎
上宮津	1	小田1区～7区、喜多8区～12区、今福13区～14区
吉津	1	須津東、須津西、文珠
府中	1	江尻、天橋、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分
日置	1	日置上、日置浜
世屋	1	畑、下世屋、松尾、木子、上世屋
養老	1	田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見
日ヶ谷	1	立、大西、厚垣、落山、藪田

- 2 任期 3年間(農業委員会が委嘱した日(令和8年7月下旬予定)から令和11年7月19日まで)

- 3 身分 宮津市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化推進活動を行います。

- (1) 農地等の利用の最適化(遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化の推進、新規参入の促進)に係る指針及び計画の作成、総会への出席と意見の陳述
- (2) 農地の利用状況調査、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地所有者の意向把握と働きかけ、新規参入者の発掘、農地の貸し手と借り手のマッチングなどの日常的な現場活動
- (3) 将来の農地の総合的・効率的な利用に向けた各地区の話合いでの必要な調整等の支援

- 5 委員報酬 年額 160,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続

所定の様式に必要書類を添えて持参又は郵送により、宮津市農業委員会事務局又は宮津市産業経済部農林水産課に提出してください。

所定の様式は、次の窓口に備えるほか、宮津市農業委員会ホームページからもダウンロードできます。

(1) 推薦及び応募様式

個人による推薦	別紙様式第1号：推薦書・個人用
法人又は団体による推薦	別紙様式第2号：推薦書・法人等用
応募	別紙様式第3号：応募書

(2) 様式の入手方法

窓 口	電話番号
宮津市産業経済部農林水産課	0772-45-1645
宮津市農業委員会事務局	

《宮津市ホームページのトップ画面から「市役所組織・施設」→「市役所組織」→「農業委員会事務局」の順に検索》<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/21/20236.html>

(3) 必要書類

- ア 推薦を受ける者及び応募する者の住民票(本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日前3か月以内に発行されたもの。)
- イ 推薦する者が法人又は団体(以下「法人等」という。)の場合、当該法人等の定款及び規約等の写し

8 受付期間

令和8年2月24日(火)から令和8年4月20日(月)まで【必着】

※ 持参される場合は、宮津市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間の最終日以降に宮津市のホームページ等により公表します。

9 選任方法

提出された書類をもとに宮津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が候補者を選考し、農業委員会会長が委嘱します。

※ 農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

結果については、令和8年7月下旬(予定)に宮津市ホームページ等により公表し、個別に通知文書等の発送は行いません。

10 推薦及び応募に係る書類の問合せ及び提出先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市産業経済部農林水産課／宮津市農業委員会事務局 ☎ 0772-45-1645

11 その他

受付期間の中間及び期間終了後に、宮津市ホームページ等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに、候補者等に関する住所及び電話番号以外の情報を公表します。